

和泉市創業支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の空き店舗を活用して創業する事業者に対し、必要な経費の一部を、予算の範囲内において和泉市創業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市内商業の活性化及び創業の支援を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 商店街 和泉市商店連合会に加盟している商店街をいう。
- (2) 空き店舗 商業活動が全く行われていない店舗をいう。
- (3) 市内新規創業事業 市内の空き店舗を活用して創業する事業をいう。
- (4) 商店街空き店舗活用事業 商店街の空き店舗を賃借して創業する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次のすべてに該当しなければならない。

- (1) 市内に事業所等を設け創業する個人又は法人であること。
- (2) 産業競争力強化法（平成25年12月11日法律第98号）第128条第2項に規定する創業支援等事業計画における特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けていること。
- (3) 別表1又はその他市長が適当と認める業種に該当する事業を行うこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当しない事業を行うこと。
- (5) チェーンストア又はこれらに類する経営形態に基づく営業に該当しない事業を行うこと。
- (6) 開業に際し法令等に基づく許可及び資格等が必要な場合、その許可等を有すること又は開業までにその取得が確実であること。
- (7) 本市以外の市区町村を含む市区町村税に滞納がないこと。
- (8) 事業開始日における年度の翌年度から起算して、5年間は、事業が継続する限り、市へ当該事業についての事業状況を任意の様式で報告すること。
- (9) 市の商業振興事業に可能な限り協力すること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内新規創業事業

(2) 商店街空き店舗活用事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業に係る経費のうち、別表2に掲げるものとする。

(補助率及び補助限度額)

第6条 補助金の補助率及び補助限度額は、次に定めるところとする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 市内新規創業事業

対象経費の1/2以内とし、補助限度額は30万円とする。

(2) 商店街空き店舗活用事業

対象経費の1/2以内とし、補助限度額は月額5万円とする。

2 対象経費に対し、国又は府から補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の額を控除した残りの額を補助対象とする。

(補助金の対象期間)

第7条 補助金の対象期間は、次に定めるところとする。

(1) 市内新規創業事業

交付決定のあった年度内とする。

(2) 商店街空き店舗活用事業

交付決定のあった月から最長6ヶ月とする。ただし、補助金の対象期間が年度を超える場合は、当該期間分について、翌年度の4月末までに補助金の交付申請を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、和泉市創業支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、交付申請に係る書類を添えて、次に定める提出期限までに市長に提出しなければならない。

(1) 市内新規創業事業

補助対象事業の着手前

(2) 商店街空き店舗活用事業

賃貸借契約締結日から起算して2ヶ月以内

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、当該書類についてその内容を審査し、

必要に応じて現地検査等を行うことにより、交付の額を決定し、和泉市創業支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第10条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、その後においてやむを得ない理由により、その事業計画の一部を変更し、又は中止しようとするときは、和泉市創業支援補助金変更等交付申請書（様式第3号）に、当該変更等に係る書類を添えて、直ちに市長に提出しなければならない。

（補助金の変更等交付決定）

第11条 市長は、前条の申請を受理したときは、当該書類についてその内容を審査し、適当と認めたときは、和泉市創業支援補助金変更等交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（事業完了報告書）

第12条 交付決定者は、申請に係る事業を完了したときは、和泉市創業支援補助事業完了報告書（様式第5号）及び当該事業完了に係る書類を事業実施後2ヶ月以内、又は当該補助金交付決定年度末のいずれか早いほうまでに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該書類についてその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の額を確定し、和泉市創業支援補助金交付確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第14条 交付決定者は、前条に規定する補助金の額の確定について通知を受けたときは、和泉市創業支援補助金交付請求書（様式第7号）を市長に請求しなければならない。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金を交付した事業者が次に該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金を既に交付している場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- （1）この要綱の規定に違反したとき。
- （2）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3）補助金を目的以外に使用したとき。

2 前項の場合において市長は、和泉市創業支援補助金交付決定取消通知書（様式第8号）

により取消を通知し、和泉市創業支援補助金返還命令書（様式第9号）により返還を命じるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、令達の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表1（第3条関係）

大分類	コード	中分類
I 卸売業、小売業	5 6	各種商品小売業
	5 7	織物・衣類・身の回り品小売業
	5 8	飲食料品小売業
	5 9	機械器具小売業
	6 0	その他の小売業
M 宿泊業、飲食サービス業	7 5	宿泊業
	7 6	飲食店
	7 7	持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	7 8	洗濯・理容・美容・浴場業

※上記分類は日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づくものである。

別表2（第5条関係）

申請区分	内容
市内新規創業事業	空き店舗の改装等に要する経費
商店街空き店舗活用事業※	商店街の空き店舗の月額家賃（敷金及び仲介手数料等の賃貸借契約に関する諸経費を除く。）

※ただし、次に掲げる要件に該当すること。

商店街空き店舗活用事業

- ア 商店街の組合又は会等に参加し、活動すること。
- イ 空き店舗所有者と同一世帯又は生計を一にする者でないこと。
- ウ 商店街内の移転でないこと。